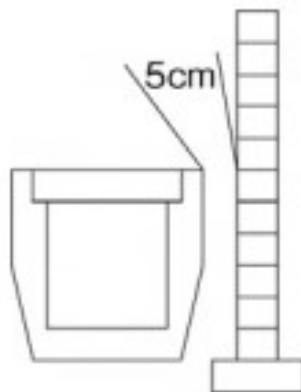


## 鶴川地区分譲地 建築の取り決めについて

「鶴川地区分譲地」には下記のとおり建築の取り決めが定められております。  
建築する場合には、この取り決めの遵守をお願いします。

1. 建築物は次の基準に適合するものとします。
  - 建築物は1区画1戸建てとし、用途は、専用住宅とします。  
(専用住宅とは、一戸建ての住宅であって居住以外の用に供するものがないもの)
  - 建築物は2階建て以下とします。
  - 建築物の外壁の中心線から隣地境界線までの後退距離は0.5m以上とします。
2. 建築物の色彩は、自然環境及び周囲の住環境に調和するものとします。
3. 区画の分割、敷地の形態及び地盤高の変更はできません。  
ただし、車庫・門道については対象外とします。
4. 構築物として塀を設置する場合、道路側溝より5cm以上後退して設置をお願いします。



5. 宅地内の緑化に努めるものとします。